

唐津市公告

北部地域障がい者相談支援センター運営業務に係るプロポーザル手続
開始の公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙北部地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル実施要領のとおりとする。

令和7年12月5日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

北部地域障がい者相談支援センター運営業務

(2) 業務の目的

本業務は、北部地域障がい者相談支援センター（以下「センター」という。）運営を唐津市と玄海町が共同で実施するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する障がい者相談支援事業及び同法第77条の2に規定する基幹相談支援センター業務を本市から指定を受けた指定特定相談支援事業を行う者等に委託し、障がいのある人、その保護者、障がいのある人の介助を行う者などからの相談に応じて、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(3) 業務内容

ア 基幹相談支援センター業務

- (ア) 総合的・専門的な相談支援体制の実施
- (イ) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (ウ) 権利擁護・虐待の防止
- (エ) 自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組

(オ) 地域生活支援拠点等事業に関する業務

(カ) 医療的ケア児・者支援に関する業務

(キ) 障がい者相談員に関する業務

イ 障害者相談支援事業

(ア) 福祉サービスの利用援助

(イ) 社会資源を活用するための支援

(ウ) 社会生活力を高める支援

(エ) ピアカウンセリング

(オ) 権利擁護のために必要な援助

(カ) 障がい者等のニーズに応じた専門機関の紹介や引継ぎ

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 準備期間

契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とし、受託法人によるセンターの開所は、令和8年4月1日とする。

(6) 履行場所

ア 唐津市東城内1番3号

唐津市障がい者支援センター りんく 2階

イ 東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

玄海町役場 福祉・介護課事務室内（週1回1人を配置）

2 応募要件

(1) 参加資格

参加申込期日時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 唐津市内において、唐津市から指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の指定を受けている事業所を有していること。

イ 法人格を有していること。

ウ 唐津市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該

当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）により、更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）により、再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

キ 破産法（平成16年法律第75号）により、破産手続開始の申立中又は開始決定手続中でないこと。

ク 障害者総合支援法に規定する指定欠格事由に該当しないこと。

ケ 国税及び地方税を滞納していないこと。

コ 個人情報等の機密情報の取扱いに係る法人内部の規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

タ 代表者及び役員等が次に掲げるいずれかに該当する者でないこと、又は次に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 北部地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル実施要領の内容に違反した場合

イ 参加の採否の働きかけを行う目的で、応募者またはその関係者が直接または間接的に本市等職員などと接触をした場合

ウ 応募書類等に虚偽があるとき

エ その他不正な行為があるとき

オ 正当な理由なく本プロポーザル審査を欠席した場合

3 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、本市職員及び第三者からなる審査委員会において行う。

(2) 審査

プレゼンテーション及び応募書類等に関する質疑応答による提案内容の審査を行い、得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

4 結果の通知

審査結果は、令和8年2月上旬に応募者に文書で通知する。

5 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に市のホームページで公表する。

6 応募及び参加の手続

(1) 提出先

〒847-0016 唐津市東城内1番3号

唐津市福祉こども部障がい者支援課

電話番号 0955-72-9150 (直通)

電子メール shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 関係書類の取得方法

唐津市ホームページに掲載

(3) 受付期限

令和8年1月14日(水) 午後5時まで

(4) 提出方法

障がい者支援課窓口開所時間（午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）に持参すること。（郵送、メール、FAX 不可）

※土日祝日及び年末年始（令和 7 年 1 2 月 2 7（土）～令和 8 年 1 月 4 日（月））は受け付けない。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 1 1 部、合計 1 2 部

7 プレゼンテーション及びヒアリング審査予定日

令和 8 年 1 月 2 7 日（火） 1 4 時に唐津市役所本庁舎内にて開催する（場所は別途通知）。